

千葉市がん検診等研修事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、がん検診事業等の充実と資質の向上を図るため、一般社団法人千葉市医師会（以下「市医師会」）が行う学術講習事業等に要する経費について、補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、市医師会が医学及び医術の向上のために行う研修会及び会議等の開催について、市医師会に対して補助金を交付する。

(補助対象事業及び交付額の算定方法等)

第3条 補助の対象となる事業及び経費は、別表のとおりとする。

2 補助金の交付額は、別表第2欄に定める補助対象経費と総事業費から寄付金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じ得た額とし、かつ予算の範囲内で算定するものとする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条の規定により、補助金の交付を申請しようとするときは、市長が指定する期日までに、千葉市がん検診等研修事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付又は不交付の決定通知書)

第5条 規則第4条第3項及び第6条の規定に基づく通知は、千葉市がん検診等研修事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）によるものとする

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとするものとする。

- (1) 補助事業の内容又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助対象経費の総額の1/6に相当する額以上の経費の配分を変更する場合には、あらかじめ承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに市長に報告し、その指示を受けること。

(変更等の承認)

第7条 前条第1号又は第3号の規定により、変更等の承認を受けようとするときは、千葉市がん検診等研修事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定により報告しようとするときは、すみやかに、千葉市がん検診等研修事業補助金実績報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助額の確定)

第9条 規則第13条の規定による通知は、千葉市がん検診等研修事業補助金確定通知書(様式第5号)によるものとする。

(補助金の請求)

第10条 規則第16条第1項の規定により補助金の請求をしようとするときは、千葉市がん検診等研修事業補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 規則第16条第2項の規定において準用する同条第1項の規定により、補助金の交付の請求をしようとするときは、

千葉市がん検診等研修事業補助金一括（分割）事前交付請求書（様式第7号）を、市長に提出しなければならない。

（決定の取消）

第11条 規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定額の全部又は一部を取り消すときは、千葉市がん検診等研修事業補助金交付決定取消書（様式第8号）によるものとする。

（返還命令）

第12条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市がん検診等研修事業補助金返還命令書（様式第9号）によるものとする。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度の補助金から適用する。
- 2 千葉市健康増進事業協力費補助金交付要綱（平成20年4月1日施行）及び、千葉市学術講習会事業補助金交付要綱（平成14年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度の補助金から適用する。

別表

1 区分	2 補助対象経費	3 補助率
(1) 委員会、研修会、会議及び講習会等開催事業 (2) 調査・研究事業	報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、備品(2万円以上で1年以上使用できるもの)	1 / 2